

神戸市須磨区社会福祉協議会「須磨区 居場所づくり おたすけ助成」実施要綱

(目的)

第1条

この要綱は、ポストコロナ時代を見据えた地域福祉活動の推進を目的に、赤い羽根共同募金を財源として、神戸市須磨区社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が地域住民が主体的に取り組む居場所づくり（以下、「活動」という。）の支援を行うことを目的とする。

(対象となる団体)

第2条

対象となる団体は、以下のとおりとする。

- (1) 須磨区内で活動する3名以上で構成された団体
- (2) 申請時において活動を実施している団体
- (3) 本助成の交付を申請する年度中に活動の開始を予定している団体

ただし、宗教、政治活動を目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等が関与する活動、同一事業で他の助成を受けている場合は対象外とする。

(対象とする活動)

第3条

地域住民が、須磨区内の子ども、高齢者、障がい者、その他支援を必要とする者の福祉増進を目的とする居場所づくり等の活動。

(助成対象経費および助成上限額)

第4条

- (1) 助成対象経費（助成申請する当該年度に支出する経費に限る）

| 費用 | 内容 |
|-------|----------------------------------|
| ①消耗品費 | 材料費、除菌用品、事務用品（封筒、用紙等）、その他の消耗品等 |
| ②備品費 | 机や椅子、デジタルカメラ等、おおむね1年を超えて使用に耐えるもの |
| ③賃借料 | 会場使用料等 |
| ④印刷費 | チラシ印刷費、コピー代等 |

| | |
|----------|-----------------------|
| ⑤諸謝金 | 講師・出演ボランティアへの謝礼金等 |
| ⑥交通費・研修費 | スタッフ交通費、研修受講料、書籍購入費等 |
| ⑦保険料 | ボランティア保険料、行事用保険料等 |
| ⑧通信運搬費 | 切手・はがき代、材料および機材等の運搬費等 |
| ⑨その他 | 上記①～⑧以外の経費 |

(2) 助成上限額 3万円。

(助成申請)

第5条

助成を希望する団体は、本会が定める助成申請書（様式1）および口座指定書（様式2）、助成金の振込先として指定する金融機関の通帳の写し、団体名簿（様式3）を本会に提出する。

(助成決定および送金の流れ)

第6条

本会は、提出された申請内容を審査の上、助成決定通知書（様式4）により団体へ審査結果を通知する。助成決定の場合は、団体より指定のあった口座へ助成金を送金する。

(赤い羽根共同募金の使途に関する広報)

第7条

助成を受ける団体は、募金協力者に使途を理解していただけるよう「この活動には、赤い羽根共同募金が役立っています」等の旨をチラシ、当日プログラム等に記載、または参加者にアナウンス（説明）して、募金の使途を広報する。

(報告および精算)

第8条

団体は、実績報告書兼精算書（様式5）により、活動終了後すみやかに領収書の写し、寄付者への「ありがとうメッセージ」（様式6）をそえて報告する。

申請額よりも活動実績額が下回り、精算額が生じる場合は、団体は本会が指定する口座に精算額を返金する。

(助成金の返還)

第9条

助成を受ける団体が活動を実施するにあたり、次の各号のいずれかに該当する場合、本会は助成決定を変更もしくは取り消し、助成金の一部または全額の返還を命じることができる。

- (1) 助成金を指定された活動以外に使用した場合。
- (2) 助成金の申請または報告に不正または虚偽の事項が判明した場合。
- (3) その他、本会の指示に従わない等、本会が不相当と認めた場合

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。